

まいづるふくし

地域のために一致団結

第213号
令和3年6月発行



もくじ contents

報告	令和3年度事業計画を策定しました	2・3
報告	令和3年度予算を報告します	4
報告	令和2年度決算が承認されました	4
紹介	社協ってなに？ 福祉車両貸出事業編	5
紹介	今年度の地域担当職員を紹介します	6
報告	中舞鶴地区自治会長・民生児童委員合同会議に出席しました	7
案内	送迎ボランティアを募集しています！	7
お願い	社協会費納入のお願い	8
案内	地域まるごと支えあい事業助成金の申請団体を募集します！	8
紹介	社協のfacebookをご覧ください	8
お礼	寄付のお礼	8

(表紙)

写真 中舞鶴地区自治会長・
民生児童委員合同会議(4月7日)

中舞鶴地区の自治会長と民生児童委員が一堂に集まる合同会議が開催されました。立場は違いますが、地域の皆さん的安全と安心を守るために、お互いに顔を合わせて集まることで連携を強化し、情報を共有し合う関係を構築されています。

詳しくは7ページをご覧ください。



社会福祉
法人

舞鶴市社会福祉協議会

(舞鶴市ボランティアセンター、舞鶴市成年後見支援センター)
(舞鶴市共同募金委員会事務局、舞鶴災害ボランティアセンター)

〒625-0087 舞鶴市字余部下1167(中総合会館 3F)

TEL.0773-62-7044 FAX.0773-62-7039

E-mail maizuru-shakyo@jasmine.ocn.ne.jp
URL <http://www.kyoshakyo.or.jp/maizuru/>



報告 令和3年度 事業計画を策定しました

みんなが役割をもち つながり 支えあう
安心の舞鶴(まち)を目指して

令和2～5年度 舞鶴市社会福祉協議会 基本理念

舞鶴市社会福祉協議会は、基本理念をもとに、自治会(区)、民生児童委員協議会、ボランティアグループ、関係機関・団体等と連携し、地域の皆さんとともに、地域での孤立防止と地域の課題解決に全力で取り組んでまいります。

令和3年度は、次のとおり事業計画を策定しました。



基本目標
1

一人ひとりが
自分らしく輝く

1. 担い手を育てる

地域の活動に参加できる機会をつくり、様々な立場の人にできる範囲で役割を持ってもらえるよう地域福祉の担い手を育てる取組をすすめます。



地域支えあいセンター
フォローアップ研修

2. ふくしの心を育む

将来を担う児童・生徒や地域住民に対して、福祉に対する関心を持つてもらえるよう、自治会活動、社協広報紙などをとおして「ふくしの心」を育んでいきます。

3. 権利を守る

支援が必要な人たちに福祉サービス利用援助事業や成年後見支援センターを有効活用してもらうことで、本人の意思や権利が守られ、自分らしく生活できるように支援します。

4. 暮らしを支える

新型コロナウィルス感染症の影響を受け、生活が困窮されている方へは特例貸付等を行い、介護保険事業等のサービスを有効活用してもらうことで、住み慣れた地域で、安心して自分らしく暮らしていくよう支援します。

基本目標 2

一人ひとりが つながり支えあう

1. 出会いの場をつくる

地域で活動しようとする人がその力を発揮できるように、民生児童委員やボランティアグループ等との連携を深め、人とひとが出会う場を提供し、地域で活動できるよう努め、また、コロナ禍においても安心して活動できる環境づくりを支援します。



ボランティアの活動の機会づくり
(飲食店から児童養護施設へたこ焼きの無償提供)

2. 活動を支える

活動が充実・継続できるようボランティアやサロン活動者を対象とした交流・研修会を開催するとともに、活動の内容に即した助成金の交付などにより、安定した福祉活動が継続できるよう支援します。

3. 災害に備える

万一災害が発生したときには、迅速に災害ボランティアセンターを開設できるよう、新たな団体との連携を検討するとともに、新型コロナウイルス感染症対策にかかる資機材を整備するなど災害に備えます。

基本目標 3

地域の力が つながり支えあう

1. 話し合いの場をつくる

地域包括支援センター単位に担当職員を配置する地域担当制により、職員が地域に出向き地域の状況把握に努めるとともに、より一層、福祉・保健・医療・教育・防災・防犯などの枠を超えた連携をすすめ、話し合いの場をつくり、お互いの活動等について情報共有することで、多様化・複雑化している地域課題の解決を図ります。



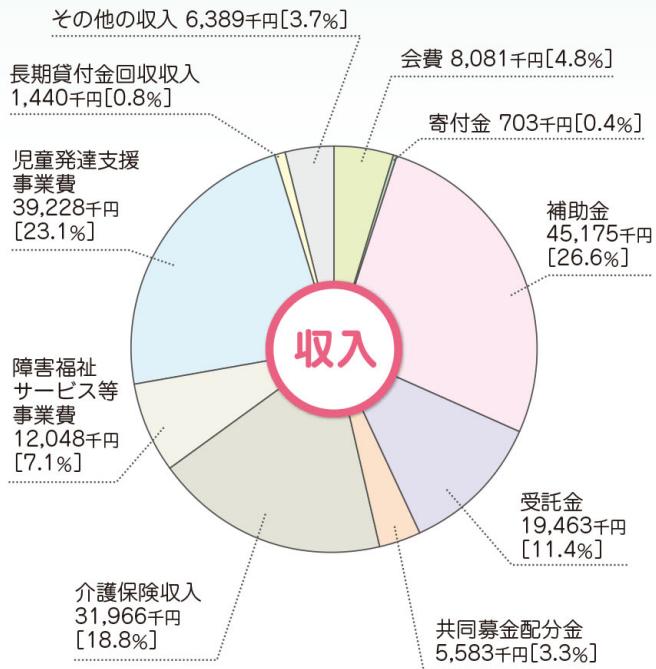
地域ケア会議への参加
(新舞鶴・三笠地域)

2. 受けとめ つなげる

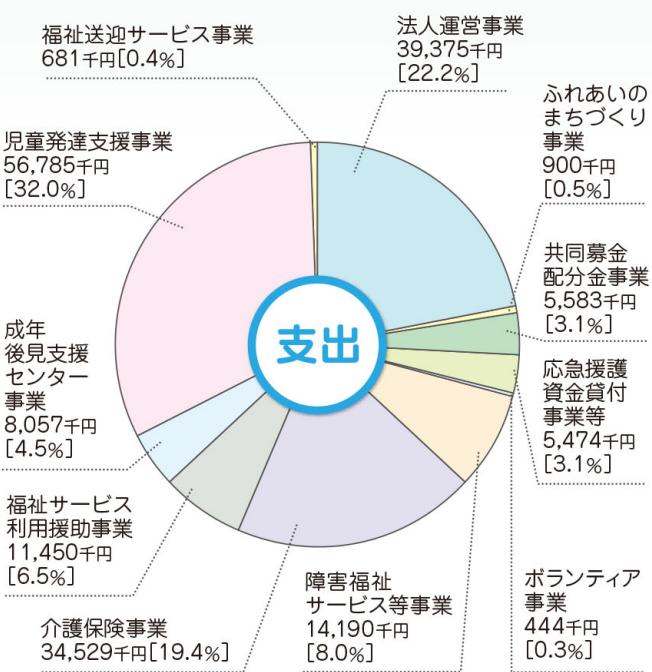
相談体制の強化を図り、寄せられる相談全てを受けとめ、相談者に寄り添いながら、関係機関と連携し、『断らない相談体制』の構築に努めるとともに、地域福祉の推進のために多様な団体との連携を深められるようネットワークの構築についても検討します。

報告 令和3年度予算を報告します

収入 170,076千円
【令和2年度比 ▲12,006千円】



支出 177,468千円
【令和2年度比 ▲10,697千円】

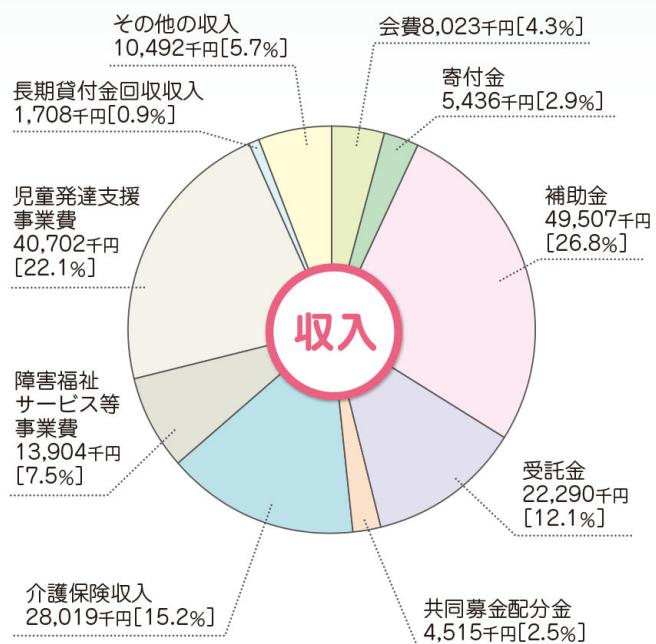


※収支の差額(▲7,392千円)は、繰越金から補填する予定です。

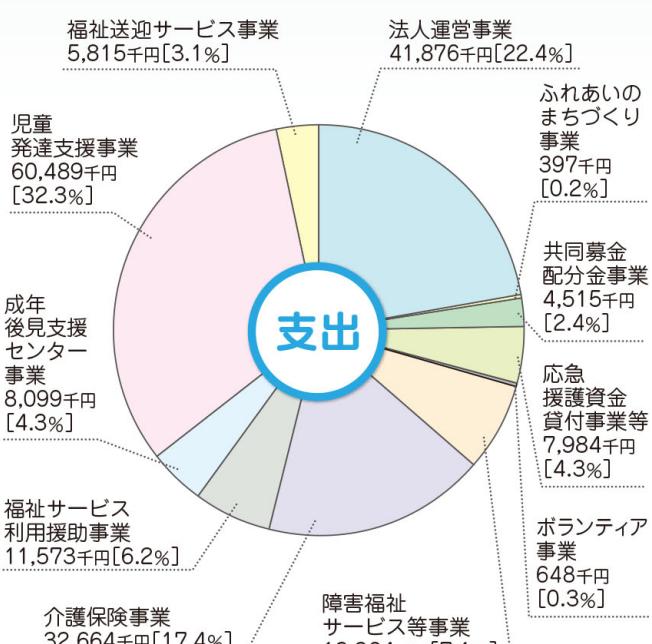
報告 令和2年度決算が承認されました

令和3年6月7日の理事会、6月22日の評議員会で令和2年度決算の承認を受けました。

収入 184,596千円
【最終予算額 191,430千円】



支出 187,424千円
【最終予算額 196,013千円】



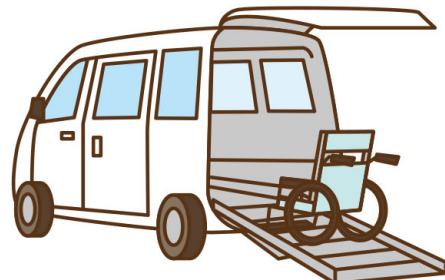
紹介 社協ってなに？〈福祉車両貸出事業編〉

舞鶴市社会福祉協議会では、さまざまな地域福祉事業を行っております。今回の「社協ってなに？」は、「福祉車両貸出事業」についてご紹介します。

福祉車両 貸出事業って？



車いす利用者等の通院などの外出支援や社会参加の促進を図ることを目的に、社会福祉協議会が所有する車いすのまま乗降できる車両（以下「福祉車両」という）を貸し出す事業です。
貸出ができる日時は、社会福祉協議会の他の事業で使用している日と年末年始を除き、利用時間は原則8時30分から17時までです。



利用できる方

舞鶴市内にお住まいの

- 公共交通機関の利用が困難な車いす利用者等
- 社会福祉協議会会長が認める福祉団体など



利用料金・保険等

利用料は無料です。

ただし、燃料費、道路通行料及び駐車場料その他福祉車両を運行するために必要な経費は利用者負担になります。

また、万一事故等が起こった場合については、運転者が加入しておられる自動車保険（任意保険）の『他者運転特約等』または『自費』での対応となります。（適応の可否についてはご自身が加入されている保険会社にご確認ください）



申請に必要なもの

- 申込書兼同意書
※利用者の身体状況の付記が必要。
- 利用者の身体障害者手帳または介護保険被保険者証の写し
※ただし、一時的な怪我、病気等で歩行が困難であると認められた場合は除く。



福祉車両は、福祉送迎サービス等ほかの事業でも使用していますので、ご希望どおりに貸し出せない場合があります。
ご利用される際は、**必ず希望日の3日前までに**社会福祉協議会まで申し込みしてください。

また、初めてご利用される方には事前に事業の説明等をさせていただくのでお問い合わせください。



紹介 今年度の地域担当職員を紹介します

地域担当職員を配置し、次のような活動に取り組んでいます。

- 民生児童委員との協働による、地域のひとり暮らし高齢者や子育て世代を対象とした集いの開催
- 地域ケア会議などへ参加し、地域課題の把握とその解決に向けた検討 など

地域担当制

地域活動を始めてみたい方、
地域で何か困りごとがある方、
コロナ禍での取組に悩んでおられる方
いつでもご相談ください。



地域担当制とは…

地域は包括支援センターの
地域割りと同様にしています。

職員が地域に出向き、地域をより知ることで、人とひととがつながり、ともに地域の課題や要望を共有しながら事業に反映し、地域福祉を活性化するための取組です。

令和2年度は、新型コロナウイルスの影響で多くの事業が中止・規模縮小などせざるを得ない状況でした。そのような中でも開催された地域ケア会議や民児協との協働事業など、地域での事業に参加させていただきました。令和3年度も、コロナ禍での計画・開催となりますが、どの地域もより一層つながりが強くなるよう、職員も地域の皆さんと一緒に全力で取り組んでまいります。



城南地域ケア会議に参加

報告

中舞鶴地区自治会長・民生児童委員 合同会議に出席しました

表紙でも
ご紹介して
います

4月7日(水)に、中総合会館で中舞鶴地区の自治会長と民生児童委員の合同会議が開催されました。この合同会議は、自治会長は任期1年、民生児童委員は任期3年となかなか両者が顔を合わせることが少なく、連携をとることが難しいことから、毎年会議を開催することで連携を強化し、情報共有がしやすい関係を築くことを目的とされています。

社会福祉協議会からも職員が出席し、社会福祉協議会の事業等について説明させていただきました。



後半は各ブロックに分かれて顔合わせをし、地域での見守りのポイントなどを確認し合いました。

中舞鶴地区では合同会議のほかにも、名簿の共有や災害時の連絡体制などについて「自治連合会と民生児童委員協議会の申し合わせ事項」を作成されており、交代の際には後任に引き継ぐこととされています。このような地道な活動の積み重ねが、安全・安心で住みやすいまちをつくっておられるのだと思います。

ひとり暮らしや高齢者だけの世帯が増える中、誰もが住み慣れた地域での生活が継続できるよう、社会福祉協議会ではこれからも地域の支えあいの仕組みづくりを支援してまいります。

案内

福祉送迎ボランティアを募集しています!

社会福祉協議会では、
福祉送迎ボランティアを
募集しています。



【ボランティアの要件】

- 普通自動車免許を取得して3年以上の方で、かつ過去3年間運転免許停止処分を受けていない方。
- 利用者の移送の安全を確保できる70歳未満の方。

【活動時間等】

おおむね 週に1～2回(土日祝、年末年始を除く)

詳しくは、社会福祉協議会までお問い合わせください。

電話 0773-62-7044



ふれあいバザー中止のお知らせ

舞鶴市ボランティアセンター

毎年8月下旬に開催しています「ふれあいバザー」は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中止いたします。昨年度に引き続いての中止となり、心待ちにしてくださっていた皆さんには誠に申し訳ございません。ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

お願い

社会福祉協議会の運営は、市民の皆さんに支えられています

市民の皆さんからお寄せいただいた会費を、地域福祉活動のため有効活用してまいります。

社会福祉協議会の地域福祉活動にご理解をいただき、会費納入にご協力いただきますようお願いいたします。

一般会費は、自治会・区を通じて納入いただいています。

(7月上旬にお願いの文書をお送りいたします。)

● 一般会費：200円(一世帯)

● 賛助会費：1,000円／口

● 特別会費：3,000円以上



案内

赤い羽根共同募金助成金

「地域まるごと支えあい事業助成金」の申請団体を募集します！



地域住民による子育てサークルの開催や地域だよりの発行等、地域のコミュニティづくり・課題解決のための助成金です。住みやすい地域づくりのために、ぜひご活用いただきたいと考えておりますので、地域での活動を考えられている皆さまの申請をお待ちしています！

- 対象／市内の自治会・住民団体・ボランティアグループ等
- 対象事業／令和3年4月1日～令和4年3月末日までに新たに実施する活動
(子育てサークルや世代間交流イベントの開催、防災訓練の実施、地域だよりの発行など)
- 助成額／対象事業費の1/2以内
 - 対象者50名以上：上限5万円
 - 対象者50名未満：上限3万円



お問い合わせ先

舞鶴市共同募金委員会
(事務局：舞鶴市社会福祉協議会)
電話：62-7044

申請書等はホームページからも
ダウンロードできます。

申請期限
10月29日(金)

紹介

社協のFacebookをご覧ください

本会では、フェイスブックを活用し、各種事業について発信しています。

皆様の「いいね！」をお待ちしています。



QRコードからも
ご覧いただけます



お礼

ご寄付をいただいた方々

貴重なご芳志をありがとうございました。
有意義に活用させていただきます。
(令和3年3月18日～令和3年6月7日受領分)



- 舞鶴市母子福祉会 様 20,000円
- 国際ソロプロミスト舞鶴 様 30,000円
- 匿名 2名様 51,937円

合計 101,937円